

一 般 質 問 通 告 書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

令和 2 年 8 月 21 日

東村山市議会議長 あて

議席番号 2 番
質問者 かみまち 弓子

記

1. 学校は、子どもたちの「命」を守れるか

(1) 八王子市の HP によると「SNS の普及など、子どもたちを取り巻く環境の変化により、いじめや不登校など、様々な問題が複雑化しています。このような学校における問題の早期解決や相談体制を強化するため、法律の専門家によるスクールロイヤー制度を創設しました。」とのことである。平成 30 年度にいじめを受けていた市立中学 2 年の女子生徒が自殺した問題を教訓として八王子市は、令和元年度にスクールロイヤーの導入を決めたとのことである。

スクールロイヤーの導入については、平成 31 年 3 月議会の一般質問で「先進事例も参考に検討すべき課題だと捉えている」との答弁を頂いている。その後どのような検討を行っているか伺う。私は、そのような痛ましい問題があつてからでは遅いと考える。第三者的視点を導入する体制作りの強化のためにスクールロイヤーの早期導入を検討するべきと考える。見解を伺う。

(2) 八王子市の市立中学 2 年の女子生徒が自殺したことに関して、「市教育委員会が委嘱していた第三者委が昨年 8 月、いじめと自殺の直接的な関連を否定する調査結果をまとめたことに対し、遺族が不服を申し立て、市委嘱のメンバーで再調査することになった。」と報道されている。

学校管理下で事故が発生したときの被害者家族の現状として、家族や遺族が知りたいことを学校側から知らされることはほとんどないため、重篤な状態の我が子を病院に残しながらも、目撃者の記憶が鮮明なうちにと生徒への聞き取りなどをして事実を知る。我が子の身に何が起こっていたのか、何が真実なのかを知るために裁判を起こす家族が多い。けれども何年も二次的被害に苦しみながら闘い続けているというお話がある。

また、事故再発防止、被害者保護のためにも早急な対策が必要である。例えば、初動調査体制の確立や被害者家族会も組織に入ることや、事故直後に学校に入り調査開始をしてほしいとの声がある。それらを踏まえ以下伺う。

① 東村山市における学校管理下で事故が発生したときの初動調査体制と原因究明調査機関の設置について伺う。

- ② 令和元年9月30日東村山市いじめ問題調査委員会等に関する条例ができ、委員に弁護士が加わった。その後の調査委員会の活動内容を伺う。
- ③ コロナいじめについては6月議会でも質問している。茨城県が新型コロナウイルス感染者への差別禁止の条例を制定することである。本市も新型コロナウイルス感染者への差別禁止の条例を制定すべきと考えるが見解を伺う。
- (3) さいたま市のHPによると「平成23年9月29日、さいたま市立小学校6年生の桐田明日香さんが、駅伝の課外練習中に倒れ救急搬送された後、翌30日に死亡するという大変悲しい事故が起きました。「体育活動時等における事故対応テキスト～ASUKAモデル～」は、この事故を教訓とした、教員研修等のためのテキストです。教員研修を充実させ、学校の安全度を高めることを目的としています。教職員はもとより、全国の多くの方々に広く活用されることを期待しています。「明日香さんの事故から学ばせていただく。」「二度とこのような事故を繰り返さない。」という想いを込めてつけた愛称が「ASUKAモデル」です。子どもたちを毎日元気な姿で家庭にお返しすることを教職員一人ひとりが心に刻み、傷病者発生時対応訓練を繰り返し行うとともに事故発生時への備えを行うことの重要性を示しています。」とのことである。
- そこで当市では全教職員のAED研修はできているか。また、「ASUKAモデル」を参考にした使用マニュアルはできているか伺う。
- (4) 『学校は、子どもたちの「命」を守れるか』に関して、総括して教育長の見解を伺う。

2. パートナーシップ制度の創設を

国立市のHPによると『市では、平成30年4月に施行された「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」に基づき、すべての人が性別、性的指向、性自認に関わらず、誰もが人生を共にしたいと思うパートナーと共に、安心して暮らすことができるために「(仮称)国立市パートナーシップ制度」の策定に向けて素案を作成しました。』として、2020年8月7日(金曜日)～2020年8月27日(木曜日)パブコメを実施しました。報道によると「市内の在勤・在学者も対象とする方向で検討に入りました。市によると、在勤・在学者も対象とするのは全国の自治体で初めてです。」とのことである。

以前、私の平成29年9月議会の「東村山もLGBT支援宣言を！」という一般質問で市長は「少し研究させていただきたい」と答弁されている。本市でもパートナーシップ制度の創設をすべきと考え、以下伺う。

- (1) パートナーシップ制度の効果について見解を伺う。また、証明書を交付することで課題が解消されると考えるが見解を伺う。
- (2) パートナーシップ制度を創設した場合、市民及び事業者が当制度を理解することが必要不可欠であると考え。どのような配慮を求める必要があると考えか見解を伺う。

(3) 同性パートナーだけでなく、事実婚の方も対象とした場合の制度のメリットは何か見解を伺う。

(4) 本市でもパートナーシップ制度の創設をすべきと考えるが見解を伺う。

3. 災害ケースマネジメントについて

いつくるかわからない東京直下型地震への備え。そしてこれから台風シーズンが到来するにあたり、被災者の最後のひとりまで生活再建したいという気持ちにどのようにして支援を続けていくか。誰も取りこぼさないためにどうすれば良いかを本市でも検討する必要があると考え以下、伺う。

(1) 本市の HP に「災害見舞金の支給には、り災証明書の発行を受けていることが必要となります」とある。行政は申請主義であり、在宅被災者が全壊か半壊か、床上か床下かによって画一的な対応となりやすいと言われている。令和元年度東京都東村山市一般会計補正予算（第3号）での令和元年台風第15号・第19号住宅補修緊急支援事業補助金事業の私の質疑に「制度開始時点で既に罹災証明の発行を受けており、損害等の状況からこの事業の対象となる可能性があった方には、罹災証明書発行所管を通じて電話連絡をいたしまして、制度について直接紹介、説明をさせていただいたところでございまして、そういう意味では、きめ細かに対応ができたものと考えております。」と答弁されている。本市では申請主義や画一的な対応だけでなく、市民に寄り添った対応についてどのような工夫をしているか伺う。

(2) 本市HPで「リフォーム業者等の紹介」を検索すると東村山市で国土交通省の住宅リフォーム登録事業者に登録されているのは1業者のみである。余りに少なすぎると感じる。市民の選択肢を増やすためにも登録事業者を増やすべきだと考える。登録の要件がどれくらい厳しいのか伺う。また、市民の選択肢を増やすためにどのような働きかけや努力をしているか伺う。

(3) 大規模震災の際の生活復興支援には、り災証明だけではなく個別把握が大切で、人的支援は個別にオーダーメイドの支援策が必要である。そのためには行政からアウトリーチすることだと考える。

訪問調査・生活復興プランの検討・生活復興支援チームの派遣といった『災害ケースマネジメントの制度化』が必要であると考えが見解を伺う。